

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)  
(平成27年法律第64号)第21条に基づく情報の公表

令和7年8月  
総務省  
公害等調整委員会  
消防庁

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合(令和7年4月1日付け採用者数)

採用合計(総合職・一般職)	44.1%
総合職採用(院卒者試験・大卒程度試験)	36.7%
一般職採用(大卒程度試験)	46.4%
一般職採用(高卒程度試験)	71.4%

(2) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(令和6年7月1日現在)

指定職相当職	3.1%
本省課室長相当職	6.8%
本省課長補佐・地方機関課長相当職	13.5%
係長相当職	37.7%

(3) 中途採用の男女別の実績(令和6年度)<sup>※1</sup>

男性(人)	17人
女性(人)	6人

※1 経験者採用試験・選考採用試験採用者について計上

(4) 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

セクシュアル・ハラスメントをはじめとした勤務条件に関する苦情等の相談に応じるため、相談窓口及び相談員を設置。また、セクシュアル・ハラスメント防止のため、職員に対し必要な研修を実施。

●女性職員の中途採用に関する取組

経験者採用試験及び総務省選考試験を実施。また、説明会等で女性の経験者採用職員からの講演を実施。

(5) 離職率の男女の差異(令和6年)<sup>※2</sup>

男性	2.39%
女性	2.59%

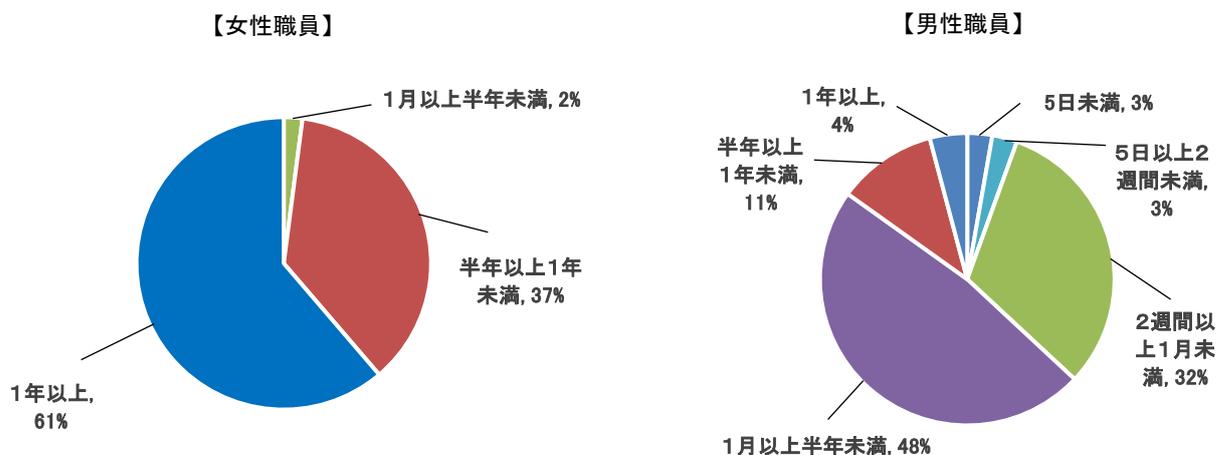
※2 令和6年度中に離職(自己都合退職)した職員を対象として、各々、男性職員総数及び女性職員総数に占める割合を算出している。

(6) 男女別の育児休業取得率<sup>※3</sup>

(令和5年度)

育児休業取得率	本省	公等調整委員会	消防庁	省全体
女性職員	104.3%	(該当なし)	100.0%	104.3%
男性職員	75.8%	(該当なし)	33.3%	74.5%

※3 「取得率」とは、令和5年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る。)に対する、同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合をいう。なお、令和4年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和5年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えているもの。



※割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率<sup>※4</sup>(令和5年度)

	本省	公害等調整委員会	消防庁	省全体
配偶者出産休暇の取得率	89.5%	(該当なし)	100.0%	89.8%
育児参加のための休暇の取得率	76.8%	(該当なし)	100.0%	77.6%
上記休暇の5日以上取得率	69.5%	(該当なし)	100.0%	70.4%

※4 令和5年度に子が生まれた男性職員のうち、配偶者出産休暇・育児参加のための休暇を使用した男性職員の割合

(8) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合(令和6年7月1日現在)

**管理的地位にある職員<sup>※5</sup>に占める女性職員の割合は、6.4%である。**

※5 本省課室長相当職以上

(9) 職員の女性割合(令和6年7月1日現在)

総数(人)	4,436 人
うち女性(人)	1,236 人
女性割合(%)	27.9%

(10) 職員の一月あたりの平均超過勤務時間(令和6年)

**令和6年における職員の一月当たりの平均超過勤務時間<sup>※6</sup>は、34.1 時間である。**

※6 管理職を除く職員一人当たりの平均超過勤務時間数(地方支分部局を除く。)

(11) 年次休暇の取得状況(令和6年)

**令和6年における職員一人当たりの年次休暇取得日数の平均は、14.5 日である。**

(12) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

●テレワークの推進

テレワークの推奨、テレワークで業務を完結させるためのプロセスの見直しを行うなど、テレワークを活用した柔軟な働き方を引き続き推進。

●フレックスタイム制の活用推進

フレックスタイム制度及び省内におけるフレックスタイム活用事例について、職員専用掲示板にて周知。